

様式第 83 の 13 (第 132 条の 15 関係)

電気事業法第 103 条の 2 第 1 項第 3 号 説明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

住所 東京都〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇ビル 5 階

氏名 (名称及び代表者の氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

1. 使用する電気計器の概要

(記載要領)

- ・記載例を参考に、使用する電気計器の概要について記載すること。
- ・「変成器の概要」欄については、電気計器と合わせて変成器を使用する場合にのみ、以下の情報を記載すること。
 - ①記載する情報は、変成器の「型名」、「製造事業者」及び「確度階級」とする。
 - ②仕様が異なる変成器を組み合わせて使用する場合は、組合せごとに通し番号を設定し、変成器の型名ごとに「製造事業者名」、「確度階級」を記載すること。

<記載例>

電気計器の種別	パワーコンディショナー
型名	〇〇—〇〇
製造事業者名	〇〇株式会社
精度階級	n 5
定格値	〇〇kW
変成器の概要 (※)	・型名：〇〇—〇〇 ・製造事業者：〇〇株式会社 ・確度階級：〇〇

2. 計量対象

(記載要領)

- ・記載例を参考に、使用する電気計器とその計量対象について記載すること。なお、記載例の内容について、配線図等を用いて別紙にて説明資料を作成し添付する方法でもよい。

- ・コンセント型の電気計器を使用する場合は、計量対象を特定するための措置についても記載すること。

<記載例>

<パワーコンディショナー（PCS）を使用する場合>

- ・PCSで「太陽光発電量」を計量する。
- ・マルチ入力PCSで太陽光発電量及び蓄電池の充放電量をそれぞれ計量する。
- ・マルチ入力PCSで太陽光発電量、蓄電池の充放電量及び電気自動車の充電量の合計の出力（交流値）をまとめて計量する。

<電気自動車（EV）充電設備を使用する場合>

- ・EV充電設備でEVへの充電量を計量する。

<分電盤を使用する場合>

- ・太陽光発電量、蓄電池の充放電量及びEVへの充電量をそれぞれ計量する。

<コンセント型の電気計器を使用する場合>

- ・コンセント型の小型の電気計器で計量機能を有しない太陽光システムにおける発電電力量（その他、EV充電量、自動販売機の電力使用量等）を計量する。計量対象を特定できるように、構造上一体不可分になっているため、太陽光発電電力量（その他、EV充電量、自動販売機の電力使用量等）以外を計量できないような措置がなされている。（又は、一体性が損なわれた場合には取引が機械的に停止するよう、太陽光発電電力量（その他、EV充電量、自動販売機の電力使用量等）以外を計量できないような措置がなされている。）

3. 取引規模

（記載要領）

- ・記載例を参考に、取引規模が特定計量の要件を満たしているか分かるように記載すること。
- ・アグリゲート等が計量値を束ねて取引等を行う場合は、その旨を記載すること。
- ・計量に関する知見から十分検討されている規格等に基づいて取引規模を500kW以上とする場合は、その旨も記載すること。

<記載例>

<PCSを使用する場合>

- ・PCSによる太陽光発電設備の取引規模は、最大で〇〇kW。

・マルチ入力 PCS で太陽光発電量及び蓄電池の充放電量をそれぞれ計量する。太陽光発電設備の取引規模は DC 端で最大〇〇kW、蓄電池は最大〇〇kW である。

・マルチ入力 PCS の 3 つの DC 端に接続されるリソース等は太陽光発電量と限定。その 3 つを総合して交流換算されて出力される電力量により取引を行う。当該ケースにおける取引規模は、最大〇〇kW である。

<EV 充電設備を使用する場合>

EV 充電設備の取引規模は、最大で〇〇kW。

<分電盤を使用する場合>

分電盤から各箇所へ電気を送る分岐回路のそれぞれに取り付けられている各安全ブレーカーで太陽光発電量、蓄電池の充放電量及び EV の充電量をそれぞれ計量しており、それぞれ、太陽光発電設備の取引規模は最大〇〇kW、蓄電池は最大〇〇kW、EV の充電設備は最大〇〇kW。

<コンセント型の電気計器を使用する場合>

小型の電気計器を使用して太陽光発電電力量量（EV 充電量、自動販売機の電力使用量等）を計量する場合の取引規模は最大〇〇kW。